

## 沖縄県慢性期医療協会会則

### (名 称)

第1条 本会は、沖縄県慢性期医療協会（以下、「本会」とする）と称する。

### (目 的)

第2条 本会は、沖縄県の慢性期医療に携わる医療機関または施設等（以下、「慢性期医療に携わる医療機関等」とする）の一致協力によって、慢性期医療の発展向上とその使命遂行を図り、慢性期医療の質の向上に寄与することを目的とする。

### (事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 慢性期医療の質の向上をめざす研究発表大会の開催
- (2) 慢性期医療に携わる各職種別の専門部会による教育研修、情報交換  
専門部会とは、1) 院長部会 2) 事務長部会 3) 看護部会 4) リハ部会  
5) 栄養士部会 6) SW部会 7) 医事部会 8) 薬剤部会 9) 放射線部会  
とし、部会長が決定していない部会についてはその間は休部会とする。
- (3) その他 この会の目的達成に必要な事業

### (会 員)

第4条 会員は病院または施設単位とし、その代表者は各病院または施設の開設者、あるいは管理者とする。

### (入 会)

第5条 入会を希望する病院または施設は、事務局に申し出をし、理事会にて承認を受けること。

### (会 費)

第6条 会員は、下記に定める会費を毎年6月までに納入しなければならない。

- 2 会長は緊急やむを得ない事情があると認めるときは、理事会の承認を経て臨時会費を徴収することができる。
- 3 会費は、当該年度の4月1日現在の慢性期医療に関するベッド数に応じて決定する。

30床未満	4万円
30床以上 100床未満	7万円
100床以上 150床未満	8万円
150床以上	9万円

### (会員の資格喪失)

第7条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 当会の目的に反する行為を行い、理事会にて除名が決定した時

## (退 会)

第 8 条 会員は、任意に退会することができるが、12 月末日までに退会届を事務局に提出していない場合は、次の年度の年会費までは納入の義務を持つ。

## (役 員・顧問)

第 9 条 本会に次の役員を置き、任期は 2 年とする。但し、再任は妨げない  
補欠または増員により選任された役員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

- |               |         |
|---------------|---------|
| (1) 会長        | 1 名     |
| (2) 副会長（次期会長） | 1 名     |
| (3) 理事        | 若干名     |
| (4) 監事        | 1 名     |
| (5) 各専門部会の部会長 | 各部会 1 名 |

監事は会長が任命し、総会において承認を得る。

次期会長、理事は会長が任命し総会において承認を得る。

各専門部会の部会長は、専門部会のルールにより選出されるが、同一病院で、複数の部会長及び理事を引き受けることのないように、役員会にて調整する。

### 2 本会に顧問を置くことができる。

顧問は、総会の決議を経て、会長が委嘱する。

任期は 3 年とする。

## (役員・顧問の職務)

第 10 条 会長は、本会を代表し、事業計画および予算案の策定その他の業務を遂行する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長不在の時には、会長業務を代行する。
- 3 理事は、本会及び各部会の事業計画、予算・決算を承認し、本会の業務を遂行する。
- 4 監事は、会計を監査する。
- 5 各専門部会の部会長は、専門部会を代表し、その業務を総理する。
- 6 会長は任期満了の場合は、前会長として次期会長を補佐する。
- 7 顧問は会長から相談に応じる。

理事会から諮問された事項について参考意見をのべる。

## (総 会)

第 11 条 本会の総会は、通常総会および臨時総会の 2 種とし、会長がこれを召集する。

- 2 通常総会は、年に 1 度 毎年 5 月または 6 月に開催する。（事業計画、予算、決算の承認）
- 3 臨時総会は、必要に応じて開催する。
- 4 会長は、会員の過半数の署名による総会開催の要求があった時は総会を招集しなければならない。
- 5 会員病院の職員は、その病院の代表者と会長の承認を得て、総会に出席して意見を述べる事ができる。但し採決には加わる事はできない。
- 6 総会は会員の過半数（委任状含む）の出席をもって成立する。
- 7 総会の議事は、出席会員の過半数（書面議決も含む）をもって決し、可否同数のときは、議長の決することとする。
- 8 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面をもつ

て、少なくとも7日前までに会員に通知しなければならない。

(議事録)

第12条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
  - (2) 会員の現在員数、出席者数および出席者氏名（書面表決者および表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること。）
  - (3) 審議事項および議決事項
  - (4) 議事の経過の概要およびその結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人2人以上が、署名、押印をしなければならない。

(役員会)

第13条 役員会は、会長、副会長、理事、各専門部会の部会長をもって構成する。

2 役員会では、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び予算案の承認
  - (2) 事業報告及び決算の承認
  - (3) 研究発表大会の準備スケジュールと役割分担
  - (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- 3 役員会は、会長が招集する。
- 4 開催は、年に2回とするが、それ以外に会長が必要と認めた時には、臨時役員会を招集する。役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(財産)

第14条 本会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費 (2) 寄附金品 (3) 財産から生じる収入 (4) 事業に伴う収入
  - (5) その他の収入
- 2 本会の財産は、理事病院または理事施設から会長が任命した事務局が管理する。
- 3 本会の経費は財産をもって支弁する。

(会計年度)

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(会則の変更)

第16条 この会則は、役員会の議決を経て、総会の承認を経なければ変更することができない。

(解散)

第17条 本会は、総会において会員総数の4分の3以上の議決を経て解散する。

(残余財産の処分)

第 18 条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、本会と類似の目的を有する団体に寄附するものとする。

(委 任)

第 19 条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

## 附 則

本会は平成 5 年 4 月 1 日より発足するものとする。

制定 平成 5 年 1 月 23 日

改定 平成 8 年 6 月 1 日

改定 平成 9 年 7 月 1 日

改定 平成 11 年 5 月 22 日

改定 平成 12 年 6 月 8 日

改定 平成 15 年 5 月 10 日

改定 平成 21 年 6 月 13 日

改定 平成 22 年 7 月 24 日

改定 平成 24 年 9 月 15 日

改定 平成 26 年 3 月 18 日

改定 平成 27 年 4 月 21 日

改定 令和 4 年 7 月 1 日